

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1399号)

平成29年6月30日

横情審答申第1399号

平成29年6月30日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年8月4日市市情第435号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「開示決定等に関する異議申立て処理マニュアル 5 決定」の開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「開示決定等に関する異議申立て処理マニュアル 5 決定」を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「情報公開請求の開示の最終結果として出される文書が国と横浜市では差異が認められるので行政文書の書式例」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年5月12日付で「開示決定等に関する異議申立て処理マニュアル 5 決定」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して行った、開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の開示理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対して、本件審査請求文書を特定し、開示とした理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、本件に係る開示請求書に「情報公開請求の開示の最終結果として出される文書が国と横浜市では差異が認められるので行政文書の書式例」と記載していることから、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）による答申後に、実施機関が異議申立てに対する決定を行うための書式例が記載された文書を求めているものと解される。

開示決定等に関する異議申立て処理マニュアル（以下「本件マニュアル」という。）には、異議申立てが提起されてから決定までに実施機関が行わなければならない事務手続きについて記載されており、また、手続に必要な書類の書式例も掲載されている。したがって、本件開示請求においては、本件マニュアルのうち審査会の答申後に実施機関が行う、異議申立てに対する決定について記載されている部分を本件開示請求の対象行政文書として特定し、開示した。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求文書のほかに、本件開示請求に係る行政文書があるはずであると主張している。しかし、異議申立てに対する決定書の様式は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）において定められたものではなく、あくまで本件マニユア

ルにおいて書式例を参考に示しているものである。また、市民局総務部市民情報室（当時。現在の市民局市民情報室市民情報課。以下「市民情報室」という。）では本件審査請求文書のほかに、本件開示請求に係る行政文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。したがって、本件審査請求文書のみが異議申立てに対する決定の書式を示した文書であり、このほかに、審査請求人の主張するような文書は存在しない。

- (2) なお、審査請求人は、「答申書」と「答申」、「決定書」と「決定」の違いについて大きな相違点があると主張しているが、国では「答申書」、「決定書」と記載しているとしても、横浜市では、従来から慣行として答申書の標題を「答申」、決定書の標題を「決定」と記載しているにすぎず、法的な意味の違いは何ら存在しないと考えている。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 他に文章があるはずなので、全ての開示を求める。
- (2) 審査請求人が過去に不服申立てをした案件に係る答申及び決定の運用の根拠とされている文書が開示されたが、実施機関が国と異なる組織的運用をするための根拠となる文章がほかにあるはずである。
- (3) 審査請求人は、過去に国と横浜市の情報公開・個人情報保護審査会へ不服申立てをした結果、諮問されたことがあるが、国と横浜市では大きな相違点がある。国は審査会の答申書と諮問庁の決定書が同一ではないが、横浜市は審査会の答申と諮問庁の決定の添付文書が全く同一である。
- (4) 審査会の答申は行政処分ではないので、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。横浜市は審査会の答申書を答申として、その結論をそのまま諮問庁の判断とし、本来は決定書とすべきところ決定としている。横浜市は答申（答申書）を決定（決定書）に添付しているが、添付する理由は何かについて疑問を感じている。
- (5) 異議申立てに対する決定は、異議申立人に対して決定書の謄本を送達することによってはじめて効力が生じる。国は決定書、横浜市は決定であり、どうして「書」がないのかについて疑問を感じている。
- (6) 横浜市では異議申立ての主張が要約されてしまい大事な部分そのままの表現で

記載されていない。これでは数年も経過すると行政側（諮問庁）の都合の良い説明要旨だけが強調される様になってしまう。国は異議申立ての表現が審査請求人の書いた部分そのまま取り入れられて主張部分がより出ていると感じ満足度が大きく違う。

- (7) 横浜市の決定では、訴えの提起について「この決定に不服があるときは、6箇月以内に提起することができます。」という説明のみがされている。国の説明は横浜市より内容が充実しているので内容を吟味して欲しい。
- (8) 訴えの提起の起算日の記載について、横浜市は「決定があったことを知った日」だが、国は「決定の送達を受けた日の翌日から起算」、神奈川県下の他の政令市は「決定があったことを知った日の翌日から起算」となっている。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市における情報公開制度及び異議申立てが提起されてから決定がされるまでの事務処理について

横浜市の情報公開制度は、条例に基づき行われている。また、本件に係る開示請求書には「異議申立てに係る決定書」等と記載されていた。さらに、本件開示請求の時点では、実施機関において平成28年4月1日施行の行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求に対する裁決の事例がないこともあり、行政不服審査法改正の内容に沿った本件マニュアルの改正は行われていなかった。そのため、実施機関は、改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てに係る事務に関する文書を特定したものである。そこで、以下、異議申立てに対する事務について説明する。なお、平成28年4月1日の行政不服審査法の改正後に審査請求が提起されてから裁決がされるまでの事務も用語の違いを除けば同様である。

開示決定等に対する異議申立てが提起されると、実施機関では、異議申立てに係る原処分が適正なものであったのかを検討する。検討の結果、異議申立てが不適法であり却下するとき、又は、異議申立ての全部を認容し、当該異議申立てに係る行政文書の全部を開示するときを除いて、実施機関は、条例第22条第1項の規定に基づき設置された審査会に諮問をする。

異議申立てが審査会に諮問されると、審査会は、中立な第三者機関として、諮問された事案について調査審議を行い、諮問した実施機関に対し、答申を行う。実施機関は、条例第19条第2項の規定に基づき、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重し、異議申立てに対する決定を行わなければならない。

(2) 本件審査請求文書について

市民情報室では、実施機関が異議申立てに対する事務処理が円滑に進められるよう、本件マニュアルを作成し、横浜市行政情報ネットワーク上のウェブページに掲載していた。

本件審査請求文書は、本件マニュアルのうち、審査会から実施機関あてに異議申立てに対する答申が出された後に実施機関が異議申立てに対する決定を行うための手順を記載した部分である。

(3) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、本件審査請求文書のほかに横浜市が国と異なる「組織的運用をするための根拠となる文章が・・・あるはず」と主張している。一方、実施機関は、本件開示請求の内容に合致する行政文書は、開示した本件審査請求文書のほかに存在しないと説明している。

イ そこで、当審査会としては、実施機関が本件審査請求文書を特定して、開示したことの妥当性について、以下検討する。

ウ 本件に係る開示請求書には、「情報公開請求の開示の最終結果として出される文書が国と横浜市では差異が認められるので行政文書の書式例」と記載されていた。また、審査請求書には、国と異なる「組織的運用をするために根拠となる文章がこの他にあるはず」と記載されていた。当該記載から、審査請求人は、審査会による答申後に実施機関が異議申立てに対する決定を行うための書式例及び国と異なる運用をするための根拠が記載された文書を求めているものと解される。

エ 当審査会が確認したところ、本件マニュアルには、異議申立てが提起されてから決定までに実施機関が行わなければならない事務手続について記載されており、手続に必要な決定書等の書類の書式例も掲載されている。このため、実施機関において、本件マニュアルのほかに決定までの手続や決定を行うための書式例及び国と異なる運用をするための根拠となる文書について、別途作成する必要性があるとは考えがたく、本件マニュアルのほかに本件開示請求の対象となる行政文書が存在することを推認できる特段の事情も認められない。

オ したがって、本件マニュアルのうち審査会の答申後に実施機関が行う異議申立てに対する決定について記載されている部分を本件開示請求の対象行政文書として特定し、開示したという実施機関の説明は首肯できる。

なお、審査請求人は、横浜市と国との取扱いに差異があることに言及しているが、

情報公開制度の根拠が条例に基づく横浜市と、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく国とでは、事務の取り扱いに差異が生じることは何ら問題はない。また、実施機関は条例の規定に基づき答申を尊重して決定を行わなければならないところ、答申書を添付して答申に沿った内容で決定を行っていることを示していることには合理性がある。

カ 審査請求人は、その他、縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年8月4日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年8月23日 (第294回第一部会) 平成28年8月26日 (第298回第二部会) 平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・諮問の報告
平成28年9月8日	・実施機関から審査請求人の反論書の写しを受理
平成28年9月9日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年2月28日 (第300回第一部会)	・審議
平成29年3月28日 (第301回第一部会)	・審議
平成29年4月25日 (第302回第一部会)	・審議
平成29年5月19日 (第303回第一部会)	・審議